朝日町飲食店舗等応援給付金について

朝日町では、新型コロナウイルスの感染拡大及び緊急事態宣言による影響により、三重県飲食店時短要請協力金の給付決定を受け、休業または時短営業にご協力いただいた町内事業者に対し、給付金を交付し、事業継続の支援を行います。

（対象者）

下記（1）～（7）の全てに該当する者

（1）朝日町内で飲食店舗等を営業する者

※「飲食店舗等」とは、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、店舗内にて調理等を行い、その調理等がなされた飲食物を飲食することが可能なテーブルや椅子を常時備えた店舗等を指し、飲食店、喫茶店、居酒屋、イートインのあるパン屋等や遊興施設（スナック、バー等）を対象とします。

※店舗内にて飲食することが可能な設備を持たない弁当店、宅配専門店、キッチンカー等や、コンビニエンスストア、社員食堂（一般の方が自由に出入りできない施設）のように、営業許可を受けているが、主として飲食業を営むものではない施設の事業者は支給対象外です。

（2）三重県飲食店時短要請協力金（第１期～第４期）のいずれかにおいて、協力金の給付決定を受けている者

（3）三重県飲食店時短要請協力金（第４期）の支給要件等全てに応じている者

（4）給付金の交付申請時において、飲食店舗等を営業する者

（5）町税等を滞納していない者

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと

（7）町長が給付金の趣旨等に照らして不適当と認める者でないこと

（支給額）

１店舗につき、20万円を支給します。※１店舗につき、１回限りとします。

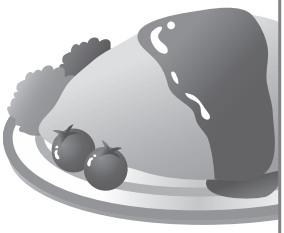

（申請書類）

申請期間内に次の書類を提出すること。

①朝日町飲食店舗等応援給付金申請書（様式第１号）

②三重県飲食店時短要請協力金決定通知書写し（第１期～第４期のいずれでも可）

※なお、町が申請内容確認のため、店舗の調査を行う場合があります。

（提出先）

〒510-8522 三重郡朝日町大字小向893番地　朝日町役場 産業建設課宛

※封筒表面に「飲食店舗等応援給付金申請書在中」と記載をお願いします。

（注意：原則郵送受付。送付前に、もう一度提出物が同封されているかご確認ください。）

（申請期間）

10月１日（金）から令和４年２月15日（火）まで（当日消印有効）

課税上の取扱について

◎この給付金は、課税対象となります。ただし、必ずしも税負担が生じるものではありません。
詳細は最寄の税務署にお問い合わせください。四日市税務署　TEL 352－3141

問い合わせ先　産業建設課　TEL 377－5658